

令和2年第9回宇佐市教育委員会会議録

令和2年7月28日午後2時00分、宇佐市教育委員会を33会議室に招集した会議は次のとおりです。

・出席委員	教 育 長	高月 晴彦
	教 育 長職務代理	佐藤 修水
	委 員	徳光 優子
	委 員	河野 浩一
	委 員	古里 万里子

・欠席委員 なし

・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	上田 誠之
学校教育課長	上田 積
社会教育課長	〆野 勝教
図書館長	松壽 敬
学校給食課長	新納 孝明

・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

議第60号	指定校変更について	(学校教育課)
議第61号	学習指導員設置要綱の制定について	(学校教育課)
議第62号	宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について	(社会教育課)
議第63号	第2次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画の改訂について	(社会教育課)
議第64号	宇佐市立学校給食センター運営要綱の一部改正について	(学校給食課)
議第65号	令和2年度教育費一般会計補正予算（第6号）（案）について	(各 課)
議第66号	宇佐市立和間小学校岩男次江寄附金活用事業助成金交付要綱の一部改正について	(教育総務課)
議第67号	三和文庫運営協議会委員の委嘱について	(社会教育課)
議第68号	令和3年度使用 小学校用教科用図書採択について	

(学校教育課)

議第 6 9 号 令和 3 年度使用 中学校用教科用図書採択について

(学校教育課)

議第 7 0 号 指定校変更について

(学校教育課)

◎報告事項

(1) 宇佐学校給食センター、南部学校給食センター運営委員会総会の報告について (学校給食課)

(2) 8月の行事等の予定について (各課)

(開会 午後 2 時 0 0 分)

教 育 長 令和 2 年第 9 回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局 (令和 2 年第 8 回の会議録を読み上げる)
教 育 長 令和 2 年第 8 回の会議録を各委員に諮り、承認される。

教 育 長 議第 6 0 号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長 議第 6 0 号指定校変更について、ご説明します。2 P をご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、質問はありませんか。
ないようですので、議第 6 0 号指定校変更については、承認とし、次に議第 6 1 号学習指導員設置要綱の制定について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第 6 1 号学習指導員設置要綱の制定について、ご説明いたします。3 P をご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
委 員 免許を持っている人の確保というのは、とても難しい、人がいないという状況があると思うのですが、こういった人を想定しているのですか。

学校教育課長 基本的には正規職員であっても毎年欠員があり、若い方や、教職員の OB の方にもお声かけをして、なんとか一人でも多くお願いできたらと思っている所です。

委 員 どこかと連携して募集するとか、そういったものはないのでしょうか。

学校教育課長	基本的にはハローワーク等に募集をかけますが、あらゆるネットワークにより、人材の確保をしています。
委員	できるだけ確保に努めて頂きたいと思います。
委員	関連ですけど、配置する小学校、中学校等の中で重点的にどういう学校に配置しようとしているのですか。宇佐市全体で何人くらい見つけて配置したいと考えているか、そういう内容を教えてください。
学校教育課長	まず人数につきましては、最大１０名になっております。配置先は基本的には１つの学級の人数が多いところを優先的に配置できたらと考えております。
教 育 長	他に質問はありませんか。 ないようですので、議第６１号学習指導員設置要綱の制定については、承認とし、次に議第６２号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。
社会教育課長	議第６２号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱についてご説明いたします。６Ｐをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。 ないようですので、議第６２号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱については、承認とし、次に議第６３号第２次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画の改訂について社会教育課に説明を求める。
社会教育課長	議第６３号第２次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画の改訂についてご説明いたします。７Ｐをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。 ないようですので、議第６３号第２次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画の改訂については、承認とし、次に議第６４号宇佐市立学校給食センター運営要綱の一部改正について学校給食課に説明を求める。
学校給食課長	議第６４号宇佐市立学校給食センター運営要綱の一部改正についてご説明いたします。３８Ｐをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。 ないようですので、議第６４号宇佐市立学校給食センター運営要綱の一部改正については、承認とし、次に追加議案の議第６５号令和２年度教育費一般会計補正予算（第６号）（案）について説明を求める。 (詳細は議案に記載)

教 育 長 委 員	何かご質問はありませんか。 3 Pの公民館管理費についてです。新型コロナ対策でサーモグラフィカメラ導入ということで、非常に対応は良いと思うのですが、公民館のどういう所に設置し、何台位購入するのですか。
社会教育課長	購入するのは1台でございますが、通常の自主サークル又は学級の方の利用者につきましては、自宅で検温という風に義務付けております。ですから、このサーモグラフィは社会教育課に置いていまして、不特定多数が集まる大人数の時に、持って行って設置し、使用するという形を取りたいと思っております。
委 員 社会教育課長	ではその1台を多方面に活用するということですか。 はい、そうですね。うちの課に置いてありますので、成人式等、そういう時に活用していきたい。画面の中に複数の人が映り込んでも、「この人」というのが分かるようなカメラになりますので、そういった場面で活用していきたいです。
教 育 長 委 員	他に質問等はありませんか。 分散授業を行える環境を整備する、ということですが豊川小学校が1、駅館小は3、と少ないのですが実際に分散授業を行うための教室確保は可能ですか。
教育総務課長	先ほど申し上げた特別教室や教室の数はクーラーがついていない部屋の数で、特別教室でも、既にパソコン教室や図書室は付いていますので、付いていない部屋の数を挙げております。豊川も、残り1ということなので、それ以外の部屋は付いているという形になります。ただ、豊川小は全体数が少ないので分けるのは厳しいというのは現実としてあります。
委 員 教育総務課長	では、分散授業の対応は十分できるのですね。 そうですね。可能な現状の教室数でクーラーがついていない特別教室や教室に今回は付ける。そうすると、分散授業をする場合に特別教室などの利用ができるので、可能な範囲の数、挙げられる数は全て挙げております。
委 員	修学旅行のキャンセル料の予算について、これすごく判断が難しいと思います。例えば、今の状況もそうですが大分は出ていないが、仮に違う都府県に行く予定なっていて、そこが受け入れてくれなかった時の判断が自己都合なのか、どういう都合なのか。今G o t oトラベルというものもありますので、曖昧な感じで進んで行って最終的に目的と違うような形とか、保護者さんの誤解を生むようなことがあってはどうかと思っています

ので、今ここでどうこうはないのですか、できるだけ詳しく詰めて頂いたらと思います。

学校教育課長 基本的にはその通りで、向こうがだめだと言う場合も想定されます。まだ今のところははっきりしておりませんが、自己都合の判断にしてもほかの判断にしても、行っていないのにキャンセル料を払わなければいけないという状況がないようにしていきたいと思っております。

委 員 先ほど言われた、学校判断にすると多分すごくグレーゾーンが出てくると思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

学校教育課長 今の段階で2学期の実施は厳しい状況になってきているので、これまでも校長先生方と相談を定期的にしておりますので、1校だけが行ってほかのところが行かないという状況には、まずならないと思います。

教 育 長 他に質問はありませんか。

議第65号令和2年度教育費一般会計補正予算（第6号）
（案）については、承認とし、次に議第66号宇佐市和間小学校岩男次江寄付金活用事業助成金交付要綱の一部改正について、教育総務課に説明を求める。

教育総務課長 議第66号宇佐市和間小学校岩男次江寄付金活用事業助成金交付要綱の一部改正についてご説明します。13Pをご覧ください。（詳細は議案に記載）

教 育 長 ご質問、ご意見等ないでしょうか。議第66号宇佐市和間小学校岩男次江寄付金活用事業助成金交付要綱の一部改正については、承認とし、次に議第67号三和文庫運営協議会委員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第67号三和文庫運営協議会委員の委嘱についてご説明します。17，18Pをご覧ください。（詳細は議案に記載）

教 育 長 何か質問はありませんか。

ないようですので、議第67号三和文庫運営協議会委員の委嘱については、承認とし、次に議第68号令和3年度使用小学校用教科用図書採択について、議第69号令和3年度使用中学校用教科用図書採択につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、本市教育委員会におきまして教科用図書を採択することとなっております。また、採択された教科書は、「同法施行令」により、「学校教育法附則」第9条の規定による教科用図書を除き、教育計画の安定等を考

慮し、4年間同一のものを使用することになっております。小学校においては本年度と同じものを、中学校におきましては、新しい学習指導要領が令和3年度より全面実施されますことから、中学校全教科の教科用図書の新規採択の年となっております。

本案の審議につきましては、採択における意思形成過程でありますことから、秘密会が相当と思われます。

宇佐市教育委員会会議規則第6条には、会議は公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決

したときは、非公開とすることができるという規定がございます。議第68号69号の審議を秘密会とし、非公開での取り扱いとさせていただきますことを私の方から発議いたしますが、よろしいでしょうか。

各 委 員
教 育 長

異議なし。

では、秘密会とし、審議に入ります。議第68号令和3年度使用小学校用教科用図書採択について、及び議第69号令和3年度使用中学校用教科用図書採択について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

議第68号令和3年度使用小学校用教科用図書採択について、及び議第69号令和3年度使用中学校用教科用図書採択について、ご説明します。

(詳細は別冊資料に記載)

非 公 開

教 育 長

議第68号令和3年度使用小学校用教科用図書採択について、及び議第69号令和3年度使用中学校用教科用図書採択については、承認とする。ここで秘密会を解いて、議第70号指定校変更について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

議第70号指定校変更について説明をします。20Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長

何か、質問はありませんか。

ないようですので、議第70号指定校の変更については、承認とし、次に報告第1項宇佐学校給食センター、南部給食センター運営委員会総会の報告について学校給食課に説明を求める。

学校給食課長	宇佐学校給食センター、南部給食センター運営委員会総会についてご報告します。４０分をご覧ください。 (詳細は別冊資料に記載)
教 育 長	何か、質問はありませんか。 ないようですので、報告第２項８月の行事等の予定について、各課に説明を求める。 (詳細は議案に記載) 何か質問はありませんか。 それでは(５)その他に入ります。次回教育委員会の日程について。
事 務 局	次回教育委員会の日程について、８月３１日午後２時からで如何でしょうか。９月２９日午後２時からで如何でしょうか。
教 育 長	各委員に諮り確認のうえ、第９回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後３時４３分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。